

## 静岡県地球温暖化防止活動に関する知事褒賞実施要領

(趣旨)

第1 この実施要領は、静岡県地球温暖化防止活動に関する知事褒賞実施要綱（以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第2 被表彰候補者の推薦者は、市町及び静岡県地球温暖化防止県民会議会則（以下「会則」という。）第1条に基づき設置した静岡県地球温暖化防止県民会議の構成団体とする。

(被表彰候補者の募集)

第3 被表彰候補者の募集は、被表彰候補者の募集は、次のとおり行う。

- (1) 温室効果ガス排出削減対策部門 様式第1号による。
- (2) 地球温暖化防止普及・啓発部門 様式第2号による。

(選考委員会)

第4 選考委員会の委員は、会則第6条第1項に基づき設置した静岡県地球温暖化防止県民会議広報普及部会の部会員で構成する。

(表彰状の様式)

第5 表彰状の様式は、次のとおりとする。

- (1) 温室効果ガス排出削減対策部門 様式第3号による。
- (2) 地球温暖化防止普及・啓発部門 様式第4号による。

附 則

この要領は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。